

令和6年度
加須市立北川辺東小学校
いじめ防止等のための基本的な方針



令和6年4月
加須市立北川辺東小学校

加須市立北川辺東小学校いじめ防止等のための基本的な方針

目次

はじめに

- 1 いじめの問題に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 いじめの早期発見のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 いじめの早期解消のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 いじめ防止等のための組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

加須市立北川辺東小学校いじめ防止等のための基本的な方針

令和6年4月1日改訂

はじめに

本校は、創立151年という長い伝統をもち、地域の学校として着実に歩んできた。学校教育目標「人につくす子」「がんばる子」「真剣に学ぶ子」の具現化を目指して、日々の教育活動を行っている。

北川辺は県内有数の稲作地帯であり、先人は水害と闘いながら米作りに励んできた。平成2年には新古河駅周辺に新興住宅地が開発され、一時は本校の児童数も急激に増加したが、就学人口の減少により、現在は全学年単学級である。

本校では、体験的な学習の充実に取り組み、学習意欲の向上と豊かな心の育成を図ってきた。

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いつでも、どこでも起こりうるとの認識をもち、危機意識をもって教育活動にあたる必要がある。

いじめへの対応は学校における最重要課題であるとの認識に立ち、本方針を策定する。

加須市立北川辺東小学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「北川辺東小学校基本方針」）は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「加須市基本方針」）に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が、連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

1 いじめの問題に関する基本的な事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、その児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。インターネット等を通じて行われる同様の行為も「いじめ」に含まれる。

具体的な態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団で無視をされる
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
ただし、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。

(2) いじめに対する基本認識

子どものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない
- ② いじめは卑怯な行為である
- ③ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
- ④ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくいけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ② いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童と教職員が理解できるようにすること
- ③ 児童が、いじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること
- ④ 児童の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から児童に関われる体制を整えておくことが重要である。さらに、仮にいじめが確認されたときには、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」

の3つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。

なお、いじめ防止等のための取組をより実効性のあるものとするため、「学校基本方針」が、学校の実態に応じて機能しているかを点検、検証し、1年ごとに改善のための見直しをするものとする。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、絶対に許されない」という認識をもたせ、学校や学級にいじめを生まない土壌をつくる必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 児童の規範意識の向上

いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の具体的な留意点等について、校内研修や職員会議で教職員に周知し、平素から共通理解を図る。また、日常的にいじめ防止等に関わる話題を取り上げ、いじめを許さない雰囲気を学校全体で醸成するための取組を推進する。

- ① 「生徒指導提要」や「彩の国生徒指導ハンドブック I's2019」等の様々な資料を活用した校内研修を実施する。
- ② いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、「いじめをなくす3か条」を全ての教室に掲示し、定期的に朝の会等で話題にする。
- ③ 豊かな心の交流ができるようにするため、あいさつの基準を設定し、児童が主体的にあいさつ運動を展開できる取組を推進する。
- ④ 児童に「東っ子の『あいうえお』」を周知し、学習規律や生活のきまりを徹底する。

基本的な生活習慣育成のために、関連する月目標を設定し、毎月末にその達成度を児童とともに振り返る。

- ⑤ 学校評価に「規範意識」についての項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって児童の変容を評価する体制をつくる。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

児童の道徳性を育むとともに、自他の存在を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

- ① ボランティア活動や集団的な活動等の体験活動を生かし、自らの生き方について自覚を深めることができる道徳の授業を展開する。
- ② 「特別の教科 道徳」において、学年の発達段階に応じた効果的な授業を実践する。
- ③ 12月を人権強化月間とし、人権啓発に係る取組を推進する。
- ④ 人権教育に視点をあてた道徳授業を12月に全学級で実施する。

⑤ 人権作文や人権標語等の作成をとおした人権意識の高揚を図る。

(3) 児童理解の深化

いじめを行う背景には、勉強や人間関係によるストレスが関わっていることを踏まえ、教職員は、児童一人一人を大切にしたいわかりやすい授業を行うとともに、一人一人が活躍できる集団をつくる。

また、ストレスに対して、適切に対処できる力を育むとともに、障がいについて、適切に理解した上で、児童の指導に当たる。

- ① 全ての児童が、わかる、できる喜びを実感できる授業を行うために、校内研修計画のもと、授業研究を行い、指導法の工夫改善を進める。
- ② 児童のコミュニケーションの力を養うため、全ての教科等において「聞くこと」、「話すこと」を重視した授業を展開する。
- ③ 教職員が、児童の心の変化を把握し、早期から対応ができるよう、いじめに関する事例研修を実施するとともに、カウンセリング研修会を実施する。

(4) 児童の居場所づくりの推進

児童の自己肯定感を高めることは、他者の大切さを認めることにもつながる。全ての児童が、他者に認められているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、児童が活躍し、他者の役に立っていると実感できる機会を設ける。

また、保護者や地域住民にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫し、家庭や地域での居場所づくりを推進する。

- ① 学校行事等を実施する際に、児童に自分の目標を設定させるとともに、その達成を評価・称賛する。
- ② 学校に限らず、地域の活動における活躍や善行について積極的に称賛する。
- ③ 地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果（主体的な活動）が日常の生活に発展するよう工夫する。

【地域と協力した体験活動】

- ・ 1・2学年（生活科）
- ・ 全学年（学校農園での野菜栽培）
- ・ 5学年（米作り）

本年度当初の予定であり、延期・中止となる場合もある。

【科学・環境教育】

- ・ 4学年（渡良瀬遊水地環境学習）
- ④ わかる授業へと工夫改善し、全ての児童が参加し、わかる、できる、活躍できる学習を創造する。
 - ⑤ 学級経営を充実させ、学級への所属感、自己存在感を育む。思いやり

と認め合い・励まし合いの機会と場を設定し、正しい仲間意識や友達関係を育成する。

(5) 児童自らがいじめについて学べる取組の推進

児童自らがいじめの問題について主体的に学び、解決の方法を考えて、いじめの防止を訴える取組を推進する。

- ① あいさつ運動期間を設け、代表委員会を中心としたのあいさつ運動を展開する。
- ② 縦割り班活動を教育活動に位置づけ、学校行事や特別活動に活用するなど、よりよい人間関係づくりに資する活動を推進する。

(6) 情報モラル教育の推進

児童、保護者、地域住民が、インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

- ① インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性を児童に理解させ、適切な対応ができる実践力を養うため、5、6年生を対象にした情報モラル教育を実施する。
- ② ネットアドバイザー等による講演会を実施し、保護者への啓発を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの問題を早期に発見するためには、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができるようにすることが重要である。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 定期的なアンケートの実施

いじめの実態を把握するとともに、児童がいじめを訴えやすい状態をつくるため、全校児童を対象にいじめアンケートを実施する。

- ① 市の定める「いじめ撲滅期間」に実施し、回数は3回とする。
- ② 保護者との個別面談を夏季休業中に実施する。

(2) 「いじめチェックシート」を活用した支援体制の整備

教職員用及び保護者用「いじめチェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が、児童のささいないじめの兆候に対して早い段階から関われる支援体制を整備する。

- ① 「いじめ撲滅期間」に合わせ、保護者に「いじめチェックシート」を配

布し、家庭に活用を促す。

- ② 保護者用「いじめチェックシート」によりいじめの兆候を認知した場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して対策会議を開き、組織的に対応する。

(3) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握

児童の学校生活から得られる情報はもとより、教職員と児童の間で行われている日記等や個人面談、家庭訪問の機会を活用して、いじめの兆候を把握することに努める。また、収集したいじめに関する情報については、教職員全体で共有できるようにする。

- ① 学校生活以外においてもいじめの兆候を把握するため、「個別面談の目的」に、「いじめに係る情報の把握」を加え、情報の収集に努める。
- ② アンケートや個別面談、教育相談等で得たいじめに係る情報は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」で整理し、職員会議で教職員全体へ周知する。

(4) いじめに係る相談体制の整備

保健室や相談室、電話相談窓口の利用等について広く周知し、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うようにする。

- ① 児童及び保護者が抵抗なく相談できるよう、教育相談担当、生徒指導担当、養護教諭が窓口として対応する。「保健だより」に教育相談窓口についての情報を掲載する。
- ② 教育相談の記録をとり、教育相談に係る情報の一元化を図る。また、取扱い要項を定め、活用の在り方や保管場所、取扱いの留意点等を示す。

(5) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校応援団、地域のスポーツ少年団等との連携を促進し、協働する体制の構築を図る。

- ① 「学校だより」をとおして、保護者や地域の方に、いじめ問題の克服のための取組を周知するとともに、学校応援団との情報交換や学校評議員会等をとおして、いじめに係る情報を収集する。

(6) インターネット上のいじめ情報への対応

保護者に対し、インターネット上のいじめの問題についての理解を求め、いじめの早期発見に努めるようにする。

- ① 児童が携帯電話等でのトラブルに巻き込まれないようにするため、学級懇談会で携帯電話等によるいじめの問題について取り上げたり、ネッ

トアドバイザーによる講演会を開いたりして、携帯電話等を使用するルールを各家庭でつくるよう促す。

- ② 保護者から情報を得た場合は、保護者に状況を確認し、必要に応じてホームページの管理者等に削除を依頼する。

4 いじめの早期解消のための取組

いじめを早期に解消するためには、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切な指導をするなど、学校全体で組織的な対応をすることが重要である。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告を行うとともに、いじめの再発防止に向けて実践計画を立て、継続的に児童やその集団を見守る必要がある。そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 児童の安全の確保

児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応し、以下の点に留意して、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ① いじめの事実確認においては、迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応する。
- ② いじめられた児童に対応する場合は、児童の心情に配慮し、他の児童の目に触れないような時間や場所を選ぶ。
- ③ いじめを認知した場合は、登下校時や休み時間等を含め、関係する児童の動向をつねに把握できる体制をつくる。

(2) 教育委員会への報告及び関係児童の保護者への連絡

いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした教職員は、直ちに校長に報告し、いじめに係る情報を教職員全員で共有できるようにする。

その後、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

また、校長は、その結果について教育委員会に報告するとともに、いじめられた児童及びいじめた児童双方の保護者に事実を説明する。

- ① いじめに係る情報を得た場合は、その日のうちに、臨時のいじめ対策会議を開き、情報の共有化を図るとともに、対応の方針を定める。

(3) いじめられた児童とその保護者への支援

いじめられた児童が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心身の状態に

応じ、緊急避難の対策をとるなどの必要な措置を講ずる。

【いじめられた児童に対する配慮】

- ① 共感的に対応し、児童の心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 自信をもたせる言葉がけをし、自尊感情を高める。

【保護者に対する配慮】

- ① いじめの状況を確認したその日のうちに、家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。
- ② 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ③ 必ず解決に向けて取り組むとともに、継続して支援することを伝える。
- ④ 児童の家庭での変化に注視し、ささいなことでも相談するよう伝える。

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめの事実が確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講じる。その際、いじめた児童の保護者に確認した事実を説明し、保護者の理解を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言をする。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達やプライバシーの保護等に配慮し、以後の対応を行う。

【児童に対する配慮】

- ① いじめた児童の心的背景に目を向けて指導をする。
- ② 心理的な疎外感を与えないように配慮しながらも、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

【保護者に対する配慮】

- ① 「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し、家庭での指導を依頼する。
- ② 児童のよりよい変容のために、学校と家庭、双方の関わり方や役割等を確認する。

(5) いじめが起きた集団への指導

いじめられた児童といじめた児童をはじめとする児童の関係の修復を経て、いじめの当事者や周囲の集団が好ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって、いじめの解消とすることから、学校や学級全体

でいじめの問題について話し合うなどして、全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

- ① はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと同様であることを理解させる。
- ② いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。
- ③ 当事者だけの問題にとどめず、学級や学年、学校全体の問題としてとらえさせることで、いじめの傍観者としての立場から脱却し、いじめを抑制する立場への転換を促す。

5 いじめ防止等のための組織の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「生徒指導委員会」を「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」とする。

本組織の構成は、本校の生徒指導部会を母体とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学級担任、養護教諭等、全教職員とする。

さらに、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加を図る。

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織とする。より実効的ないじめの問題の解決に資するとともに、いじめの相談、通報の窓口としての対応及び教職員間の共通認識の促進、保護者や地域との連携、いじめに係る指導や支援の体制、対応方針の決定等を行う。

また、実際にいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が発生したときの調査をする組織の母体とする。

ただし、教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、教育委員会の附属機関による調査を行うものとし、その調査に協力する。

本組織の具体的な活動内容は、次のとおりである。

- ① 本校のいじめに係る実態の把握
(毎学期「なかよしアンケート」の実施)
- ② 取組の実施
- ③ 年間計画の作成、検証、修正
- ④ いじめに関する相談、通報への対応
- ⑤ いじめの情報の収集、記録、共有
- ⑥ 対策会議等の開催
- ⑦ いじめの事案に応じた対応方針の決定と指導、支援体制の整備
- ⑧ 家庭、地域との連携
- ⑨ 学校におけるいじめ事案の調査
- ⑩ いじめの事例研究
- ⑪ 学校基本方針の評価、見直し

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童が以下のような状態になった場合をいう。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 自殺を企図する
 - ・ 身体に重大な障がいを負う
 - ・ 金品等に重大な被害を負う
 - ・ 精神性の疾患を発症する 等
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・ 年間30日以上欠席をする
 - ・ 一定期間連続して欠席をする

(2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。

ただし、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

(3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

(4) 調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

- ① 重大事態に至る要因となったいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。
- ② 因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
- ③ 教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をも

とに主体的に再発防止に取り組む。

- ④ 調査に先立ち、調査対象となる児童やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた児童の保護者に提供する場合があることを説明しておく。

(5) 調査結果の提供及び児童への説明

重大事態に係る調査を行ったときには、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

(6) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。

その際、いじめられた児童の保護者が、調査結果に対する所見を教育委員会へ報告することを希望する場合には、その保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

平成 27 年 5 月 18 日 改訂
平成 28 年 5 月 9 日 改訂
平成 29 年 5 月 31 日 改訂
平成 30 年 5 月 22 日 改訂
令和 3 年 4 月 1 日 改訂
令和 4 年 4 月 1 日 改訂
令和 5 年 4 月 1 日 改訂
令和 6 年 4 月 12 日 改訂